

新旧対照表

○事業活動温暖化対策指針

新	旧
<p>1～3 (略)</p> <p>4 計画書の記載事項の検討 計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 計画期間（規則第3条第7項第5号） 計画期間は、特定大規模事業者が自社の経営計画の期間等を踏まえて、原則として<u>1年間又は4年間</u>のいずれかの期間で検討して設定するものとする。 ただし、計画期間を<u>1年間又は4年間</u>のいずれかの期間で設定することが合理的ではないと判断される場合は、<u>2年間又は3年間</u>の期間の設定ができることとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 計画書の記載事項の検討 計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 計画期間（規則第3条第7項第5号） 計画期間は、特定大規模事業者が自社の経営計画の期間等を踏まえて、原則として<u>3年間、4年間又は5年間</u>のいずれかの期間で検討して設定するものとする。 ただし、<u>特定大規模事業者が別に定めた地球温暖化対策に関する計画を現に実施しており、その計画期間が3年未満で終了するなど</u>、計画期間を<u>3年間、4年間又は5年間</u>のいずれかの期間で設定することが合理的ではないと判断される場合は、<u>経過措置として1年間又は2年間</u>の期間の設定ができることとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>5～9 (略)</p>